

## 高知県環境基本条例 (環境計画推進課)

### 1 経緯

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など、本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化及び環境それぞれの視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」を平成8年3月26日に制定しました。

### 2 特色

- ・環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと
- ・「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、「清流の保全」など本県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んだこと
- ・「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置付けたこと
- ・「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置付けたこと
- ・環境基本計画とローカルアジェンダ21の策定を位置付けたこと

### 3 概要

#### 前文(抜粋)

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 市町村の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 県民の責務
- 第8条 高知県環境白書

#### 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

##### 第1節 環境基本計画

- 第9条 環境基本計画

##### 第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

- 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
- 第11条 環境影響評価の推進
- 第12条 規則の措置
- 第13条 助成等の措置
- 第14条 施設の整備等の推進
- 第15条 資源の循環的な利用等の促進
- 第16条 都市部と中山間地域との連携の促進等
- 第17条 森林及び緑地の保全等
- 第18条 農村環境の保全等
- 第19条 清流の保全
- 第20条 美しい海及び海岸の保全
- 第21条 環境美化の促進
- 第22条 良好な景観の形式
- 第23条 環境教育及び環境学習の振興等
- 第24条 民間団体等の自発的な活動の促進
- 第25条 情報の提供
- 第26条 調査及び研究の実施等
- 第27条 監視及び測定等
- 第28条 総合調整等のための体制の整備

##### 第3節 地球環境の保全

- 第29条 地球環境の保全に資する行動計画の策定等
- 第30条 地球環境の保全に関する国際協力等

#### 第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

- 第31条 国及び他の地方公共団体との協力等
- 第32条 市町村への支援

## 高知県環境基本計画第五次計画の推進

(環境計画推進課)

## 1 経緯

高知県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための道筋と具体的な施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定しました。その後、計画の見直しを行い、平成20年11月に第二次計画を、平成23年4月に第三次計画を、平成28年4月に第四次計画を策定しました。第四次計画の計画期間の満了及び環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、令和3年4月に現計画である第五次計画を策定しました。

## 【環境を取り巻く状況の変化】

- 令和元年6月の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、最終到達地点として「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現するという目標が打ち出されました。
- 世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋に流出していると推計されており、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念されています。このため、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

## 2 概要

## (1) 高知県環境基本計画の位置付け

本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的な計画として、地球温暖化対策や自然環境保全、廃棄物・リサイクル対策などの個別計画に対して基本的な方向性を示す計画として位置付けています。

## (2) 計画期間

「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標年である令和12年における本県の目指すべき将来像を見通しつつ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢を踏まえ、必要に応じて改定を行い、計画の実効性を担保します。

## (3) 目指すべき将来像

はちよん

8 4 の森・柚子の里・アユ踊る清流、  
そして、ウミガメが訪れる海  
～次世代につなごう!高知家の営み～

目指すべき将来像の実現のために、次の3つの社会づくりを進めます。

## ア 地球温暖化対策が進んだ脱炭素社会

多様な主体が地球温暖化防止に向けた取組を進め、地球温暖化対策が進んだ社会を目指します。

## イ 環境への負荷の少ない循環型社会

物がつくられ、捨てられるまでの過程で、ごみの再利用、リサイクルに取り組み、環境への負荷の少ない社会を目指します。

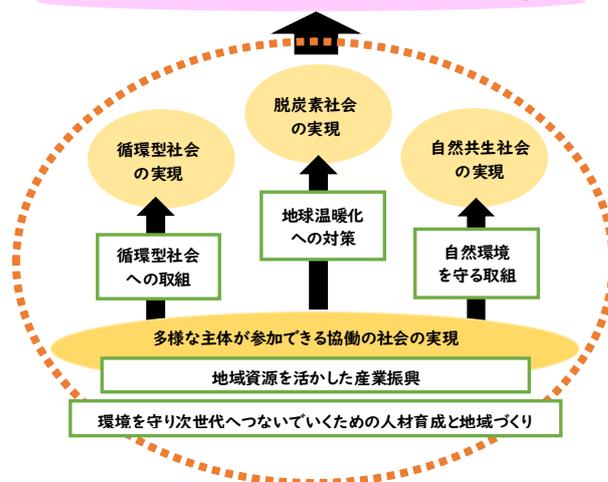
## ウ 自然環境の保全が図られた自然共生社会

生物多様性が損なわれないよう、生物多様性に配慮した活動や利活用が定着し、人と自然との共生が図られる社会を目指します。

## (4) 環境の保全及び創造に関する施策の展開

「地球温暖化への対策」「循環型社会への取組」「自然環境を守る取組」の3つの基本的な戦略に加えて、「地域資源を活かした産業振興」「環境を守り次世代へつなぐための人材育成と地域づくり」という2つの横断的な戦略を設け、包括的に施策を展開していきます。

恵み豊かな環境の保全と活用による持続可能な「高知家の営み」の実現



本計画では、SDGsの考え方である環境、経済、社会の統合的向上という視点に立ち、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、環境分野のみならず多様な社会課題の解決を意識しながら施策を推進します。

環境の保全及び創造に関する施策の展開

※SDGsのゴールは、代表的なものを抜粋

【基本的な戦略】

戦略1

地球温暖化への対策

- (1) 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大
- (2) 再生可能エネルギー導入への支援
- (3) 気候変動の影響への適応
- (4) 公共交通期間の利用促進によるCO2削減
- (5) 都市のコンパクト化と公共交通ネットワーク形成
- (6) 省エネビル・住宅やZEB・ZEHの推進
- (7) 森林吸収源対策による温暖化防止

戦略2

循環型社会への取組

- (1) 3Rの推進
- (2) プラスチックごみ対策
- (3) 廃棄物の有効活用
- (4) 廃棄物の適正化処理と  
災害廃棄物の処理対策
- (5) リサイクル産業の振興

戦略3

自然環境を守る取組

- (1) 生物多様性こうち戦略の推進
- (2) 森林環境の保全
- (3) 里地里山の保全
- (4) 清流の保全と流域の振興
- (5) 快適な生活環境の確保
- (6) 公共工事などでの環境配慮

【分野横断的な戦略】

戦略4

地域資源を活かした産業振興

- (1) 本県の強みである恵み豊かな地域資源を活用した産業振興
  - ・地域の観光振興
  - ・自然公園の適正な管理と自然体験観光による利用促進
  - ・環境保全型農業の推進
  - ・CLTなどによる県産材の利用促進
  - ・地域の未利用森林資源を有効活用した取組の推進
  - ・CO2木づかい固定量認証制度
  - ・漁村におけるサービス業の創出
  - ・再生可能エネルギーを活用して得られた利益の地域への還元

戦略5

環境を守り次世代へつなげるための人材育成と地域づくり

- (1) 環境を守り次世代へつないでいくためお人材育成
  - ・幼少期、青少年期における環境教育の充実
  - ・環境学習を推進するための人材の育成
  - ・環境保全活動を実践する人材の育成
- (2) 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり
  - ・学校や地域との協働による環境保全活動の促進
  - ・地域における環境学習の支援
  - ・環境学習や環境保全活動に関する普及系奴や情報提供

(5) 計画の推進体制

ア 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、県民、事業者、環境活動団体、教育機関、研究機関、市町村、県などの各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携、協力して目標に向かって着実に取り組んでいく必要があります。

具体的な取組の推進については、環境学習支援、環境教育の推進拠点として設置した「高知県環境活動支援センターえこらぼ」を通じて、環境情報の発信や環境学習講師の紹介・派遣、環境イベントの開催などを実施し、県民や事業者などへの普及啓発を促進します。

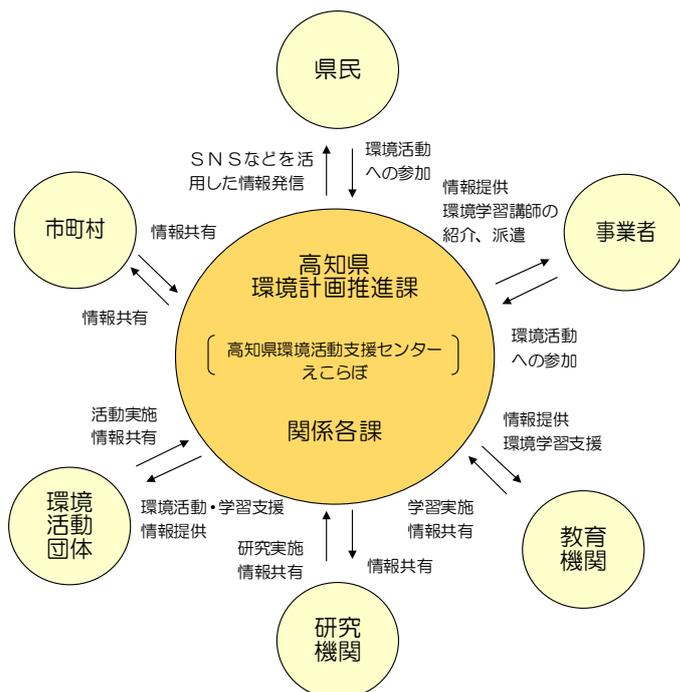
また、環境活動団体や研究機関の各々が持つ個性や地域性、知識や技術など、情報と人材を共有することで環境保全活動に取り組む体制を強化していきます。

庁内においては、環境施策を推進するため、関係各課が連携し、事業の連携促進・調整を行うとともに、先進企業などからの助言を得ながら、新たな普及啓発方法の企画・検討を行います。

イ 計画の進行管理

本計画の各分野の施策については、PDCAサイクルを踏まえ、着実に事業の進捗を図ることとします。

環境基本計画の推進体制



## (6) 各戦略の指標

本計画の効果的な推進のため、令和7年度までの5か年で目指す各戦略の目標指標を掲げ、達成状況の把握及び評価を行います。

## 各戦略における目標指標

	目標指標		目標値(目標年度)	実績
地球温暖化への対策	県内の温室効果ガスの排出量※基準年(平成25(2013)年度)	年間	47%以上削減(R12)	24.1%削減(H29)
	エコアクション21の認証・登録事業者数	累計	270社(R7)	211社(R4)
	地球温暖化対策を何もしていない人の割合※県民世論調査における回答率	—	5%未満(R7)	7.8%(R4)
	住宅用太陽光発電の普及率	累計	11.1%(R7)	10.0%(R4)
	住宅用蓄電池・V2Hの導入件数	累計	500件(R7)	—
	民間事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の導入件数	累計	25件(R7)	13件(R4)
	小水力発電や木質バイオマス発電の事業計画数	累計	3件(R7)	—
	地域新電力会社の設立件数(小売電気事業者の設立件数)	累計	3件(R7)	1件(R4)
	「再エネ100宣言 RE Action」に参加する県内企業数	累計	20社(R7)	1件(R4)
	気候変動の影響への「適応策」の推進	—	計画の推進	—
	県庁職員の520運動への参加率	年間	39%(R12)	17%(R4)
	「都市計画区域マスタープラン」の推進	—	計画の推進	—
	「地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)」の着実な実行	—	計画の着実な実行	—
	こうちエコハウスへの来館者数	年間	1,000人(毎年)	345人(R4)
	戸建て新築件数に対するZEH補助金の交付決定シェア	—	4%(R7)	1.6%(R4)
	県内民有林の間伐面積	年間	5,200ha(毎年)	3,565ha(R4)
	県内民有林の再造林面積	年間	630ha(R5)	342ha(R4)
	循環型社会への取組	一般廃棄物の排出量	年間	231千t(R7)
一般廃棄物のリサイクル率		年間	25%(R7)	20.3%(R3)
県民一人当たりの1日分の家庭ごみの排出量(一般廃棄物)		年間	537g(R7)	599g(R3)
リバーボランティアによる清掃活動の実施		—	継続的な実施	—
下水汚泥処理で発生するガスの有効活用率※点検による発電停止期間を除く		年間	100%(毎年)	99.7%(R4)
適正処理講習会の開催回数		年間	3回(毎年)	3回(R4)
災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催(訓練を含む)		年間	3回(毎年)	4回(R4)
リサイクル製品の認定数		累計	105件(R7)	100件(R4)
環境配慮型事業所の認定数		累計	20件(R7)	19件(R4)
自然環境を守る取組		生物多様性の認知度	—	80%(R5)
	防護柵の設置と維持による植生回復状況	年間	80%(毎年)	84.6%(R4)
	食害拡大地域の現地調査か所数	年間	5か所(毎年)	9か所(R4)
	ニホンジカの捕獲頭数	年間	30,000頭(R3)	21,097頭(R4)
	絶滅種・絶滅危惧種などの数(動物)	—	増やさない	—
	絶滅種・絶滅危惧種などの数(植物)	—	増やさない	721種(R4)
	協働の森づくり事業のパートナーズ協定締結数	累計	新規の増加 更新の継続	68件(R4)
	新規就農者数	年間	320人(毎年)	214人(R4)
	集落活動センターの設置数	累計	80か所(R6)	65か所(R4)
	協働の川づくりパートナーズ協定締結数	累計	新規の増加 更新の継続	8件(R4)
	おもてなしの水辺創成事業の実施	—	継続的な実施	—
	環境配慮が必要な河川での「多自然川づくり」の実施	—	継続的な実施	2箇所(R4)
	公共用水域における水質汚濁に係る環境基準達成率	年間	93%(毎年)	98.4%(R4)
	地下水における環境基準達成率	年間	100%(毎年)	100%(R4)
	自然林の回復	年間	4,199㎡以上(毎年)	3,376㎡(R4)
	環境配慮勉強会の実施回数	年間	1回以上(毎年)	0回(R4)
地域資源を活かした産業振興	自然・体験型観光施設などの利用者数	年間	1,141千人(毎年)	1,807千人(R4)
	病害版IPM技術の新規導入技術数	累計	7品目(R5)	5品目(R4)
	県有公共施設の木造率	年間	100%(毎年)	100%(R4)
環境を守り次世代へつなぐための人材育成と地域づくり	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	100人(R5)	91人(R4)
	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	年間	450人(毎年)	955人(R4)
	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成	累計	17人(R7)	20人(R4)
	県民一斉美化活動の参加者数	年間	3,000人(毎年)	1,944人(R4)
環境学習などの受講者数	年間	2,500人以上(毎年)	2,942人(R4)	

## 高知県環境審議会

(環境計画推進課)

## 1 概要

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する基本的事項や自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議を行っています。

## 【各部会の所掌事務】

部会名	所掌事務
総合部会	1 部会の審議に関する総合調整に関すること 2 環境の保全に関する基本的事項に関すること 3 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌事務に属しない事項に関すること
水環境部会	水質、地盤沈下その他水環境に係る重要事項に関すること
生活環境部会	1 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止その他生活環境に係る重要事項に関すること 2 廃棄物処理に係る重要事項に関すること
自然環境部会	1 自然環境の保全に係る重要事項に関すること 2 県立自然公園に係る重要事項に関すること 3 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項に関すること
温泉部会	温泉に係る事項に関すること

## 【審議会及び各部会の開催実績（令和4年度）】

会議名	議 題
環境審議会	(令和4.7.29) <u>審議事項</u> ・高知県環境基本計画第五次計画における目標値の一部改定について ・高知県環境基本計画第五次計画の取組状況について <u>報告事項</u> ・令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画並びに水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の変更について <u>その他</u> ・高知県における促進区域の設定に関する環境配慮基準(案)の策定について (令和5.2.17)
	<u>審議事項</u> ・高知県環境基本計画第五次計画の取組状況について <u>諮問事項</u> ・鳥獣保護区特別保護地区の指定について <u>報告事項</u> ・高知県における促進区域設定に関する環境配慮基準の策定に係る地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の一部改定について
	(令和5.2.21) ・令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について
	(令和4.8.9) ・生物多様性こうち戦略の進捗状況 (令和5.2.17) ・白髪鳥獣保護区特別保護地区の指定

## 高知県文化環境功労者表彰（文化国際課）

## 1 概要

県では、文化の振興、国際交流の推進、環境の保全及び県民生活の向上に顕著な功績のあった個人や団体を表彰しています。

表彰の基準は、活動期間が概ね10年以上で、下記の表彰分野に該当する県内在住の個人や団体、又は先導的、先駆的な活動であり知事が表彰することを適当と認める場合としています。

受賞者（団体を含む）は、推薦のあったものの中から、選考委員会によって審査し、決定されています。

この表彰は、平成8年度から実施しており、令和4年度までに148の個人・団体を表彰しています。

また、環境関係では、34の個人・団体を表彰しています。

## 2 表彰分野

- (1) 芸術の振興、文化財の保護など文化の振興に尽くしたもの
- (2) 地域国際化、国際友好交流、国際協力など国際交流の推進に尽くしたもの
- (3) 自然共生社会づくり、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの
- (4) 消費生活、安全安心まちづくり、男女共同参画の分野において県民生活の向上に尽くしたもの

## 3 令和4年度受賞者

文化の振興	谷村 泰久 (音楽教諭や合唱団の指揮者として、指導を行い、熱心な演奏活動に尽力し、文化の振興に貢献した。)
文化の振興	西原 育子 (箏曲に勤しみ演奏活動や後進の育成に尽力し、文化の振興に貢献した。)
文化の振興	山本 眞壽子 (伝統工芸としての染織技術の普及に寄与し、文化の振興に貢献した。)
文化の振興	竹内 淳雄 (詩吟剣舞の普及や後進の育成に尽力し、文化の振興に貢献した。)
文化財の保護	井出 幸男 (無形民俗文化財を中心とした調査研究や後進の育成指導に尽力し、文化財の保護に貢献した。)

## 4 表彰実績

※分野は重複している場合がありますので、受賞者（団体を含む）の計とは合わないところがあります。

年 度	受 賞 者	受 賞 分 野							
		文 化 の 振 興		生 活 文 化	国 際 交 流	環 境 の 保 全	自 然 環 境 の 保 護	県 民 生 活 の 向 上	そ の 他
		文 化 芸 術	文 化 財 の 保 護						
H8	4	2	1			1			
9	7	5			1	1			
10	5	2				1	1		1
11	7	1	2		1	3			
12	5		2		2	1			
13	9	5	2		1	1			
14	6	3	1		1	1			
15	7	4	1		1	2			
16	7	3	1	1		2			
17	7	2	1		2	2			
18	7	1	4		2		2		
19	6	2	2		2		2		
20	6	1	2		1		1	2	
21	4	2			1	1		1	
22	5	1	1		1		2		
23	4	3			1			1	
24	4	2				2			
25	6	3	3			1			
26	6	3	1			1		2	
27	3	2	1						
28	6	5				1			
29	3	1				1		1	
30	7	1	1		2	2		1	
R1	6	2	2		1	1			
2	4	3	1						
3	2					1		2	
4	5	4	1						
合 計	148	63	30	1	20	26	8	10	1

## 木の文化賞表彰

(林業環境政策課)

## 1 概要

木の文化県構想の定着を図るため、木造建築物及び木造建造物の部、木の文化のまち並み及び生活のある風景の部、木の文化を実践している人たちの部、県産木材の利用促進の部の4部門で功績のあるものを表彰しています。

## 2 令和4年度 高知県木の文化賞

＜木造建築物及び木造建造物の部＞  
萩野家住宅



【施設の概要】当住宅は「重要伝統的建造物群保存地区」である安芸市土居廓中にあった空き家を改築して建てられた住宅です。設計・工事ではできるだけ既存の部材を残し、生かしています。各部の納まり（瓦屋根部分等）は当時の工法で施工されており、黒色塗料を用いることで新旧の部材の調和を図るといふ工夫もされています。また、大工・左官・瓦などの主要な工事をはじめ、安芸の職人さんが全ての施工をすることで、伝統の技術を後世に受け継ぐことにも寄与しています。

近年は土居廓中でも取り壊される家がある中、地域の建築の姿を残し、活用することで木の文化を含め地域の風景や記憶を未来に伝える建築となっています。

## 香長小学校児童クラブ



【施設の概要】当施設は地元の香美市の木材と大工の技術でつくられた学童保育施設です。周辺環境に調和した形態は、山並みや運動場との一体感を創出しており、内部は香美市産の丸太柱を中心に広場のようなオープンな大空間を、斜材を組み合わせたシンプルかつ合理的な架構により実現しています。

雨の日の出入りで濡れない工夫や、西側の窓からの日差し、北側の出入り口への冬の山からの吹き下ろしまで考慮することで自然環境とも調和しています。木の温もりを感じる空間で、木に触れながら子ども達が成長できる、木育にも適した当建築は地域の木の文化を高めるシンボルとなっています。

## ＜県産木材の利用推進の部＞

## 有機的建築 村上



【施設の概要】四万十市にある有機的建築村上は、高知県幡多地域を中心に、構造材や内装化粧仕上げ材など全てに高知県産材を使用した木造住宅を建築しており、県産木材の有効利用によって地域に貢献しています。また、手刻みや墨付けなどの伝統工法を重んじ、受け継いでいくため尽力しています。

建築された住宅は床、壁、天井など木材がふんだんに使用され、木の風合いが伝わる、やわらかな空間が演出されています。